

認定森林経営プランナーの認定更新要件について

森林施業プランナー協会

1. 認定森林経営プランナーの有効期間

森林経営プランナーは3年毎に更新が必要です(初回認定時のみ有効期間が3年ではありません)。

【初回認定時(令和3年9月認定)の有効期間の例】

① 認定森林施業プランナーの方

2012(H24)年度/2015(H27)年度/2018(H30)年度認定

令和3年9月1日～令和7年3月31日

2013(H25)年度/2016(H28)年度/2019(R1)年度認定

令和3年9月1日～令和8年3月31日

2014(H26)年度/2017(H29)年度/2020(R2)年度認定

令和3年9月1日～令和9年3月31日

※森林施業プランナーの認定年度により有効期間が異なります。

② 認定森林施業プランナーではない方(新規登録される方)

令和3年9月1日～令和7年3月31日

2. 森林経営プランナーの更新要件

森林経営プランナーの更新にはいくつか要件があります。その要件の一つとして、継続学習(自己研鑽)の自己申告があります。森林経営プランナーとして必要な知識や技術を維持し、社会に信頼される森林経営プランナーであるため、有効期間内の継続学習(自己研鑽)に取り組んでいただき、その取り組みを自己申告していただきます。

3. 継続学習(自己研鑽)の内容

更新には、以下の表に示す継続学習(自己研鑽)により、認定有効期間内に10点以上獲得いただく必要があります。(森林経営プランナー認定要領 別紙参照)

表) 継続学習(自己研鑽)の区分・内容・配点

区分	内容	配点
外部研修への参加	森林・林業関係団体(※)が開催する研修会・シンポジウム等に研修生として参加(オンライン研修を含む)	1点
外部研修への出講	森林・林業関係団体(※)が開催する研修会に講師として参加(オンライン研修を含む)	3点
内部研修への参加	所属先が開催する内部研修に研修生として参加	1点
内部研修への出講	所属先が開催する内部研修に講師として参加	2点
外部の委員会等への出席	森林・林業関係団体(※)が企画する委員会に委員として出席	1点
雑誌等への寄稿	森林・林業関係団体(※)が発行する雑誌等に論文・報告文等を寄稿	3点
その他	—	—

※国・地方公共団体、林業関連の協会・団体、林業関連民間事業者等

※その他の配点については、事務局で内容確認の上、別途通知する。